



2019 スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース

4 輪一般競技規則

4 輪競技車両規定

2019 年 JAF 菅生サーキットトライアル選手権特別規則

株式会社 菅生 (株菅生)

菅生スポーツクラブ (SSC)

目次

4 輪一般競技規則

第1章 総則

- 第1条 競技種目
- 第2条 開催日程
- 第3条 開催場所
- 第4条 オーガナイザー
- 第5条 大会役員
- 第6条 参加車両
- 第7条 決勝出走台数、周回数、完走周回数、レースの成立台数
- 第8条 審判員の判定内容
- 第9条 ドライバーズブリーフィング
- 第10条 公式通知の公示場所

第2章 競技参加者、ドライバーおよびピット要員

- 第11条 競技参加者
- 第12条 ドライバー
- 第13条 ピット要員

第3章 参加申し込み

- 第14条 参加申し込み
- 第15条 参加料金
- 第16条 参加受付制限
- 第17条 チーム員の人数および規定
- 第18条 参加受理と参加拒否
- 第19条 保険加入手続き
- 第20条 身分証(クレデンシャル)、通行証
- 第21条 参加受付(書類検査)

第4章 競技参加者の遵守事項

- 第22条 競技参加者・ドライバー・ピット要員の遵守事項

第5章 安全規定

- 第23条 ドライバーの安全遵守事項
- 第24条 走路の安全規定

第6章 公式予選

- 第25条 公式予選出走義務
- 第26条 予選出走車両
- 第27条 予選方式
- 第28条 計時
- 第29条 公式予選の中断
- 第30条 予選終了後の車両保管
- 第31条 保管持出車両に対するの再車検

第7章 決勝レース

- 第32条 スタート
- 第33条 反則スタート
- 第34条 信号合図
- 第35条 追い越し
- 第36条 停車指示
- 第37条 レース中断および再スタート

- 第38条 イベントの延期、取止め、成立
- 第39条 降雨時の規則
- 第40条 レース中の車両修理
- 第41条 リタイヤ
- 第42条 レース終了

第8章 ピット規定

- 第43条 ピット規程
- 第44条 ピットストップ
- 第45条 フリー走行、公式予選、決勝レース中の車両に対する作業
- 第46条 ピット作業
- 第47条 ピットからの発進
- 第48条 ピットの禁止事項

第9章 賞典

- 第49条 賞典
- 第50条 賞典の制限
- 第51条 JMRC 東北レースシリーズ賞典

第10章 抗議

- 第52条 抗議権
- 第53条 抗議の時間制限
- 第54条 抗議の裁定

第11章 オーガナイザーの権限

- 第55条 オーガナイザーの権限

第12章 本規則の適用

- 第56条 本規則の解釈
- 第57条 本規則の違反
- 第58条 手数料一覧
- 第59条 本規則の施行

付則

- 付則1 決勝レース中のセーフティカー運用規定
- 付則2 開催日および参加申込期間
- 付則3 開催種目

4 輪競技車両規定

第1章 競技車両規定

- 第1条 参加車両
- 第2条 排気音量規定
- 第3条 競技番号
- 第4条 公式車両検査
- 第5条 決勝レース終了後の車両保管および再車検
- 第6条 燃料、オイル
- 第7条 車両の変更
- 第8条 車両名およびレースによる広告

第2章 フォーミュラ4 (F4) レースの車両規定	22	2004年1月1日	制定
第9条 参加車両	22	2004年5月25日	改定
第10条 タイヤに関する規定	22	2005年1月1日	改定
第3章 菅生スーパーFJ (S-FJ) レースの車両規定	22	2007年1月1日	改訂
第11条 参加車両	22	2008年1月1日	改訂
第12条 タイヤに関する規定	22	2010年1月1日	改訂
		2013年1月1日	改訂
		2014年1月1日	改訂
第4章 もてぎ・菅生ツーリングカーレース(Fit)の車両規定	22	2015年1月1日	改訂
第13条 参加車両	22	2016年1月1日	改訂
第14条 改造範囲	22	2017年1月1日	改訂
第15条 ロールケージ	23	2018年1月1日	改訂
第16条 エレクトロニクスコントロールユニット(ECU)	23	2018年5月20日	改訂
第17条 排気系統	23	2019年1月1日	改訂
第18条 フロントハブおよびフロントブレーキディスク	23		
第5章 JMRC 東北ロードスターカップの車両規定	23		
第19条 参加車両	23		
第20条 車両広告	24		
第6章 PCJ-CUP クラスの参加車両および車両規定	24		
第21条 参加車両	24		

2019年JAF 菅生サーキットトライアル選手権特別規則

第1条 競技会の定義	25
第2条 競技会の名称	25
第3条 競技種目	25
第4条 競技会の格式	25
第5条 競技会開催場所	25
第6条 オーガナイザー	25
第7条 大会役員	25
第8条 競技会主要役員	25
第9条 参加申し込み、参加資格、期間、費用	26
第10条 サービスカー・サービス員	26
第11条 競技方法	26
第12条 その他の事項	27
第13条 参加車両・選手権部門およびクラス区分 (筑波/岡山シリーズ共通)	27
第14条 車両変更	28
第15条 信号合図	28
第16条 参加受理	28
第17条 失格規定	28
第18条 シリーズおよび競技の成立	29
第19条 賞典	29
第20条 選手権保持者の認定、得点基準	29
第21条 シリーズの認定	29
第22条 遵守事項	29
第23条 抗議	29
第24条 損害の補償	29

2019 スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース

4 輪一般競技規則

スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコースで行われる全ての4輪競技は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもと、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則(細則)に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその付則(細則)、ならびに、それらに合致もしくは準拠した本規則書に従い、国際、準国際、国内、準国内競技として開催される。全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守すると共に、オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。なお、競技会が全日本選手権、地方選手権競技として開催される場合、2019年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則/全日本フォーミュラ3選手権統一規則/「2019年日本レース選手権規定」が優先され、それ以外についても各協会発行の規則書およびハンドブックに規定された条文については、それらが優先される。

第1章 総 則

第1条 競技種目

四輪自動車によるレース

第2条 開催日程

SUGO チャンピオンカップレース大会特別規則において定める。

第3条 開催場所

名 称 スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース
所 在 地 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1 TEL 0224-83-3111 FAX 0224-83-3697
長 さ 3.704 km
レースの方向 右回り

第4条 オーガナイザー

株式会社菅生/菅生スポーツクラブ(SSC)

第5条 大会役員

大会特別規則および公式通知、公式プログラムに示す。

第6条 参加車両

スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース 4輪競技車両規定に準ずる。

第7条 決勝出走台数、周回数、完走周回数、レースの成立台数、JAF 地方選手権

SUGO チャンピオンカップレース大会特別規則において定める。

第8条 審判員の判定内容

FIA国際モータースポーツ競技規則 第11条 16項および JAF国内競技規則 10-20 の審判員判定事項は次の通りとする。

- 1) スタート審判員
本規則 第32条「スタート」に関する判定
- 2) 決勝審判員
本規則 第42条「レース終了」に関する判定
- 3) 審判員(走路)
FIA国際モータースポーツ競技規則 付則 H項に関する判定。
FIA国際モータースポーツ規則 付則 L項 第4章 2. に関する判定。
本規則 第24条「走路の安全規定」に関する判定。
- 4) 審判員(ピット)
本規則 第46条「ピット作業」に関する判定。

第9条 ドライバースブリーフィング

実施場所：ブリーフィングルーム(タイヤサービスガレージ 2F)

第10条 公式通知の公示場所

コントロールタワー脇インフォメーションボード

ただし、公示場所を変更する場合は大会特別規則もしくは公式通知にて示す。

第2章 競技参加者、ドライバーおよびピット要員

第11条 競技参加者

1. 競技参加者許可証

1) 国内、準国内、地方、レース

当該年度有効のJAF国内競技参加者許可証(競技運転者許可証国内Aで兼ねることもできる)以上を所持していなければならない。

2) 国際レース

所属国のASNで発行したそのレースに適格なFIA国際競技参加者許可証を所持していなければならない。

2. ドライバーおよびピット要員の指名登録

競技参加者は、参加申込みの際に、本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、ピット要員等の指名登録を行い、参加料を納入して期間内に参加申込みの手続きを行わなければならない。

3. ドライバー、ピット要員ならびにゲストに対する義務と責任

競技参加者は、自分が指名したドライバー、ピット要員ならびにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。

ただし、ドライバー、ピット要員ならびにゲストも同様に各々の責任を負うものとする。

4. 競技出場の義務(JAF国内競技規則 4-11)

参加が正式に受理された競技参加者は、FIA国際モータースポーツ競技規則 付則J項、またはJAF国内競技車両規則ならびに各大会特別規則書に従って完全に車両を整備し、ドライバー、ピット要員とともに必ず競技会に出場する義務を負うものとする。なお、競技参加者は本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。

5. 参加の取消し(JAF国内競技規則 4-11)

競技参加者は参加申込み後、参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を競技会事務局宛に提出しなければならない。また、ドライバーが公式予選通過後、決勝レースに出場できない場合も競技参加者はその理由を付して、速やかに競技会事務局に届け出なければならない。

ただし、参加締切日以降の参加取消しに対する参加料の返却はしない。

6. 証明書類およびテクニカルパスポート

競技参加者は、自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について製造者が証明する書類(FIA、JAFによって公認された車両は公認書)を必ず携行し、必要に応じて提出しなければならない。

7. 施設に対する損害補償義務

競技参加者は自分が指名したドライバー、ピット要員ならびに招待したゲスト等がレース場の施設、器材、車両等に損害を与えたときはその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。

第12条 ドライバー

参加資格

ドライバーは、当該年度有効のJAF国内競技運転者許可証Aライセンス以上の所有者とする。また、JAFの定める条件を満たせば、JAF以外のASNが発給する競技許可証の所持者も参加が認められる。

1) フォーミュラ4選手権

日本レース選手権規定 第3章 第14条 に準ずる。

2) 菅生スーパーFJ選手権

(a) 国内競技運転者許可証A(限定A含む)以上国際B以下の所持者であること。

(b) 前年を含む過去3年間に下記のレースにおいて6位以内に入賞経験のない者。

・GP2 ・スーパーフォーミュラ ・F3

3) 20歳未満のドライバーは、参加申し込みの際に、親権者の承諾書に印鑑証明書(3ヶ月以内有効)を添えて提出しなければならない。

第13条 ピット要員

1. 競技に参加することを許されるピット要員は満18歳以上の者で、競技参加者によって指名登録され、本規則 第19条の条件を満たす保険手続きの完了した者に限られる。
2. ピット責任者およびサインエリア(ピット前作業エリア黄色線)まで出ることを許されるピット要員は、いずれも競技参加者によって指名登録された者に限られる。ただし、ピットサインエリアに出られる人員は、大会毎に定められた腕章(リボン)を着用したピットサインマン2名とする。(特別な大会は大会特別規則に規定する)
3. ピット要員の定員は、監督を含め4名とする。
4. 競技参加者は競技会当日のチーム責任者として、ピット要員の中から経験の豊富な者1名を選びピット責任者として登録しなければならない。また競技参加者は自らピット責任者として参加することもできる。
5. 競技中、ピット要員は各チームに割り当てられたピット内に留まり、登録されたピット要員、チームゲスト以外の者に入出入りを禁止するとともに、ピット内の整頓と火災予防、および盗難防止に努め、禁煙を守らなければならない。
また、公式予選および決勝レースの当該走行が終了した場合は速やかに作業エリアおよびピット内を片付けて、次のレース区分のためにピットを明け渡さなければならない。

第3章 参加申し込み

第14条 参加申し込み

1. 申込期間
付則2 開催日および参加申込期間の通りとする。
2. 申込先
 - 1) フォーミュラ4、菅生スーパーFJ、ツーリングカー(Fit)、JMRC 東北ロードスターカップ、Netz Cup Vitz スポーツランド SUGO 「4輪レース事務局」
〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1 TEL 0224-83-3111 FAX 0224-83-3790
 - 2) 上記以外のレースは、各協会への申し込みとする。
3. 参加申し込み方法
 - 1) 参加申込書
参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて、下記書類を提出すること。
 - a. 参加申込書 ※誓約文署名と親権者承諾書(18歳未満)を含む
 - b. 車両仕様申告書(使用部品登録書を含む)
 - c. 保険加入済確認書
 - d. 印鑑証明書(20歳未満のみ)郵送する場合は、現金書留(参加料を振り替えにて収めた者を除く)とし、申込み締切日2日前以降に発送する場合は、発送の事実を大会事務局に電話通知しなければならない。参加申込みの郵送は、締切日の消印があるものまで有効とされる。
 - 2) WEB エントリー
スポーツランド SUGO 公式サイト(https://www.ms-event.net/sugoweb/user/?a=race_race_entry_list)よりエントリーすること。
4. 参加申込み締め切り以前であっても、申込みが締め切られる場合があることを参加者は承知していなければならない。
5. 車名の登録(ネーミング)
各参加車両は、車両名を含め全角15文字以内(半角30文字以内)にしなければならない。

第15条 参加料金

1. 参加料(消費税を含む料金) ※消費税率が改訂された場合、Rd. 6は消費税10%となりますのでご注意ください。

レース区分	参加料(Rd. 1~Rd. 5)	参加料(Rd. 6)
フォーミュラ4選手権	1戦のみ参加 56,000円 2戦参加 107,000円	- -
JAF 菅生スーパーFJ選手権 JAF もてぎ・菅生ツーリングカー選手権	48,600円	<u>49,500円</u>
JMRC 東北 Moty's 杯 ロードスターカップ	43,200円 ※90分耐久 64,800円/1チーム	<u>44,000円</u> -

TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 東北シリーズ	37,800 円	38,500 円
---	----------	----------

※上記以外のレースは、各レースシリーズ規定を参照のこと。

第16条 参加受付制限

制限は設けない。

第17条 チーム員の人数および規定

1. 人数は、監督を含め4名までとする。
2. チーム員は満18歳以上とし、参加者より指名登録され、本規則 第3章 第19条 に基づく有効な保険または共済会の手続きを完了した者に限られる。

第18条 参加受理と参加拒否(JAF 国内競技規則 4-19)

1. 参加申し込み者に対しては、締め切り日以降に競技会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
2. 参加を拒否された申し込み者には、参加料が全額返還される。
3. 参加が受理された後、参加を取り消す申し込み者には、参加料は返還されない。

第19条 保険加入手続き

JAF 国内競技規則 付則 自動車競技の組織に関する規定 第8条に準ずる。

有効な保険および共済の加入状況は、保険加入済確認書にて競技会事務局に申告するものとする。

オーガナイザーは、ドライバー、ピット要員に対しそれぞれ100万円の保険または有効な共済に加入し付保する。また、競技役員のうちコース上またはこれと類似した場所で役務につく役員に対し、100万円以上の有効な保険を付保する義務がある。

第20条 身分証(クレデンシャル)、通行証

1. 参加が正式に受理された場合には、競技参加者によって指名登録されたドライバー、ピット要員に対しクレデンシャルが交付され、また、競技車両搬送車、サービスカーに対して車両通行証が交付される。
2. 競技参加者、ドライバー、ピット要員およびゲストは、発行されたクレデンシャルを常に正しく身に付けていなければならない。
3. 競技期間中は発行された通行証に貼付する車両のナンバーを記入の上、フロントガラスの外部より明瞭に確認できる位置に必ずつけていなければならない。他に貸与したり転用したりすることは厳禁され、違反者に対しては参加資格の剥奪、その他の厳罰が課せられる。
4. パドック内における通行は身分証、通行証に標示された区域に限定されるが、車両は定められた導線に従って移動させ、必ず指定の場所に駐車し、緊急通路を塞いだり、他の通行を妨げたりしてはならない。

第21条 参加受付(書類検査)

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行なわれる参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- 1) 正式受理通知書
- 2) 競技参加者許可証
- 3) 運転免許証
- 4) 競技運転者許可証
- 5) 賞金振り込み用紙(当該クラスのみ)
- 6) その他提出物がある場合は受理書に示す。

第4章 競技参加者の遵守事項

第22条 競技参加者・ドライバー・ピット要員の遵守事項

1. 規則の熟知と遵守
競技参加者はレースの諸規則ならびに各競技会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守するとともに自己の参加に関わるすべての者にこれらの規則を遵守させる責任を有するものとする。また、競技参加に関わるすべての関係者は、当該競技参加者またはその代理人と同様に規則を遵守しなければならない。
2. 安全の確保とその責任

安全の確保は、競技に参加するすべての者が各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づき、その責任は各自が負わなければならない。オーガナイザーおよび他の競技参加者、ドライバーならびにピット要員、あるいは競技の運営に当たる競技役員やサーキット職員等に対して一切の損害賠償を追及することはできないものとし、参加申し込みの際して誓約文に署名し、このことを明確に約束しなければならない。

3. マナーの遵守

競技に参加するすべての者はスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み、礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会期間中に薬品によって精神状態を繕ったり、飲酒した者はレースから除外される。

4. 責任体制

競技に参加するすべての者は、自らの意志と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了解を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして、十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

5. ドライバースブリーフィング

すべてのドライバーおよびオーガナイザーに指名された者は必ずブリーフィングに出席しなければならない。

ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は罰則の対象となる。この場合の罰則は競技会審査委員会に委ねられる。また、本規則 第12章 第57条 5. に定める再ブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

6. ペット類のパドックエリア内入場および16歳未満の者のピットエリアへの出入りは禁止される。また、競技車両およびオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所でも登録ナンバーの無い車両の使用は禁止される。

第5章 安全規定

第23条 ドライバーの安全遵守事項

1. 十分な強度が保証されているヘルメットを着用すること。(2019年JAF国内競技車両規則 第4編 付則(細則) レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則 3. (512ページ〜)参照)
2. オープンタイプの車両は不燃性のゴーグル、もしくはフルフェイス(バイザー付)ヘルメットを使用すること。
3. 耐火性のレーシングスーツ、アンダーウェア、グローブ、ソックス、バラクラバ、シューズ等を必ず着用すること。
4. FIA国際モータースポーツ競技規則 付則 H項 並びに L項 の規定と次の項目を遵守するものとする。
 - 1) 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車両を運転し、危険とみなされる行為があってはならない。
危険とみなされる行為とは、下記の通りとする。
 - a. 他の競技車両のコースアウトを強いる行為。
 - b. 他の競技車両による正当な追い越し行為を妨害する行為。
 - c. 追い越しの最中に他の競技車両を不当に妨害する行為。
 - d. FIA国際競技規則 付則 L項 第4章 2. に違反し、その行為が危険と判断されたものをいう。
 - 2) 故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。走路外走行によりアドバンテージが認められた場合には、競技会審査委員会の裁定によりタイムペナルティ等の罰則が課される場合がある。
 - 3) オイル、ガソリン等の漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は、必ず一旦ピットに停止して完全な修理を行い、技術委員の点検を受けるものとし、不完全な状態でレースを継続してはならない。特に車体の一部分を失ったまま競技を継続することが認められた場合でも、その欠損によって有利となったことが明らかであるときはペナルティが課せられる。
 - 4) 走行中に転倒、衝突等の事故を起こしたドライバーは必ず競技会指定医師の診断を受けなければならない。医師および競技長の許可がない限り再び競技に参加することはできない。
 - 5) 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上競技役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
 - 6) 頭部と頸部の保護装置 FHR (HANS) システムについては、2019年JAF国内競技車両規則 第4編 付則(細則) レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則(細則) 10. 2) (524ページ)に基づき、すべてのレース競技において着用在義務付けられる。

第24条 走路の安全規定

1. 走路は白線で明示される。ダンロップブリッジの前方白線両側の部分はエスケープロードとして非走路とする。

2. 走路中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰する場合は、後続車両など他車の妨害にならないよう注意し、安全を確認した上で走路に戻ることができる。
3. コーナーをショートカットしたり、ランオフエリアをそのまま走行してトラックに復帰した場合、下記の処置がとられる。
 - 1) 公式予選
アドバンテージを得たと判定された場合は、当該周回のタイムは採用されない。
 - 2) 決勝レース
有利になったと判定された場合は、罰則の対象となる場合がある。
4. 自らの意志であるか否かを問わず、ドライバーが走路上で車両を止めざるを得ない場合、できる限り速やかに走路外の安全な場所に移動し、競技中の他車両に対し、危険または走行の妨げとならぬようにしなければならない。万一、ドライバー自身で危険が予測される位置から車両を移動させることができない場合は、競技役員に援助を要請して安全な位置に移動するものとする。
5. 競技中、停止した車両の排除作業を安全かつ迅速に行うことができるようにするため、セーフティカーを使用することがある。この場合、セーフティカーに乗車した競技役員の指示合図がない限り、すべての競技車両はこれを追い越してはならない。これに反したものには罰則が適用される。セーフティカーに関する規定は、FIA 国際モータースポーツ競技規則 付則 H 項の規定を適用する。(本書 付則 1 決勝レース中のセーフティカー運用規定を参照)
6. 緊急の際、競技中にレスキューカー、救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービスカーがコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。また、ドライバーはそれら一連の作業に最大限の注意を払い、安全を確保した走行をしなければならない。

第 6 章 公式予選

第 25 条 公式予選出走義務

1. 参加ドライバーは必ず公式予選に出走(コースイン)し、安全上の参加資格と決勝レースのスターティングポジションについて判定を受けなければならない。公式予選における走行により不適格、あるいは危険と判定された車両およびドライバーはレースから除外される。
2. 公式予選に出走(コースイン)しなかった車両およびドライバー、あるいは公式予選通過基準タイムを達成しなかった車両およびドライバーは、決勝レースに出場できない。ただし、予選通過台数が最大決勝出走台数に満たなかった場合、出走嘆願の申請に対し、競技会審査委員会は決勝レース出場を認めることができる。

第 26 条 予選出走車両

公式予選に出走する車両は公式車両検査に合格したもので、指定された競技番号を正しく付けていなければならない。

第 27 条 予選方式

公式予選はタイムトライアル方式とする。なお、計測時間は大会特別規則に示す。

一定の時間内に指名されたドライバーとその車両が走行し、記録されたベストラップタイムの比較によりグリッドの順位を判定する。

第 28 条 計時

公式予選の計時は次の各項に基づいて行われる。

1. 計測装置

車両がコントロールラインを通過し、その下に埋め込まれているループを横切った瞬間に自動的にタイムが記録されるループ式計測装置を使用する。

2. 基準タイム

JAF 地方選手権レースおよびその他のレースでは、公式予選で達成された上位 3 位までのタイムを平均し、その 130% 以内とする。耐久レース等のクラス区分のあるレースでは、各クラス区分別に上位 3 位のベストラップタイムの平均に 110% を乗じたものを公式予選通過基準タイムとし、これをクリアしたドライバーに予選結果の順に従ってスターティンググリッドが与えられる。

ただし、この基準タイムは天候その他の状況により変更されることがある。

3. 同一タイム

2 名以上が同一タイムを記録した場合は、早い時刻にそのタイムを記録したものに優先権が与えられる。なお、同時刻に同一タイムを記録した場合にはセカンドタイムの比較により決定される。

4. 記録の削除

公式予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによってその時点までに記録されたタイムの一部あるいはすべてを無効とし、公式記録から削除される場合がある。

また、公式予選中に黄旗区間を走行した車両の当該タイムは公式予選結果として採用しない。

5. 最終周回タイム計測は、規定された予選時間の経過をもって終了とされる。従って、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合においても上記の時点でその車両に対する計測は終了とする。ただし、終了時刻後に走行中の最終周回の計測タイムは有効とする。

第29条 公式予選の中断

安全上、競技長はコースの清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のため公式予選を中断することができる。特に定められない限り、中断に関する指示およびその後の時間調整等は競技長に一任される。公式予選中断の合図が表示された場合、走行全車はピットへ停車するものとする。公式予選中断後の再開はピットエンドから信号機の指示に従って1台ずつコースインするものとする。

第30条 予選終了後の車両保管

公式予選を通過した車両は技術委員によって必要時間保管される。(スポーツカー、フォーミュラカー、特殊車両を除く) 保管場所は指定区域、または公式通知に特に定められた場所とし、公式予選終了後直ちに搬入しなければならない。保管車両の持ち出し(許可できるレースに限る)は本規則 第58条 4.の再車検手数料を添えて競技会事務局に申請し、車検場にて技術委員長の承認を得たうえで行うものとする。

第31条 保管持出車両に対しての再車検

保管持出車両は、再車検を受ける義務がある。再車検の実施は技術委員長の指示に従うものとする。

第7章 決勝レース

第32条 スタート

1. スタート方式

スタート方式は次の中から選択され、各大会特別規則もしくは公式通知に示す。再スタートの場合の方式はその都度、状況に応じて競技長が決定する。なお、コース状況等によりセーフティカースタート方式でレースをスタートさせる場合がある。

1) スタンディングスタート

定められたグリッドに着いて、静止状態から発進するスタート方式。

2) ローリングスタート

走行状態から発進するスタート方式。

2. ピットスタート

レーススタート合図の後、すべての競技車両がピット出口を通過し、ピット出口の信号機に緑色ランプが点灯することによりピット出口からスタートが許される方式。

3. グリッド

1) 定数と配列

グリッドの配列は1×1のスタッガードグリッドを原則とする。グリッドの配列および定数については、大会特別規則で定める。

2) ポールポジション

スプリントレースの場合はアウトサイドグリッド(左側)、耐久レースの場合はインサイドグリッド(右側)をポールポジションとする。

3) グリッドの閉鎖

グリッドはフォーメーション開始5分前に閉鎖される。グリッドの閉鎖後に自己のグリッドに到着した車両はピットスタートとなる。

4) 非発走車のグリッド

スターティンググリッドが発表された後の非発走車のグリッドについては原則として空席とする。

4. スタンディングスタートの進行要領

- 1) タイムスケジュールのフォーメーション開始5分前までに定められたグリッドにつくこと。グリッドについた後はエ

エンジンを停止して待機する。ただし、天候その他の状況に応じて変更のある場合はその都度競技長が指示する。

- 2) ピット出口は遅くともフォーメーション開始 10 分前に閉鎖される。これに対しては、閉鎖 2 分前の警告音およびピット放送で告知される。ピット出口の閉鎖までにピットエリアを離れることのできなかつた車両はピットスタートとなる。
- 3) スタートの予告は「5 分前」「3 分前」「1 分前」「30 秒前」が表示板によって告知され、この表示には音声の伴うことがある。

- a. 「5 分前」の表示

秒読み開始。グリッドへの競技車両の進入は締め切られ、グリッド上でのすべての作業が禁止される。

- b. 「3 分前」の表示

ドライバー、競技役員およびフォーミュラカーの補助始動装置使用のための付添いのチームメンバーを除いて他のすべての人々はコース上から退去する。

- c. 「1 分前」の表示

エンジン始動。(必ずセルスターターによるものとし、スポーツカー、フォーミュラカーは補助始動装置の使用も可)付添いのチームメンバーはエンジン始動後コース上から退去する。

- d. 「30 秒前」の表示

表示後、グリッドの前方で緑旗が振られ、全車両はグリッドにおける位置を保ちつつ、一隊となってフォーメーションラップを行うため発進する。オフィシャルカーが使用されない場合はポールポジションの車両が全車両を誘導するものとし、一切の追い越しは禁止される。

- e. フォーメーションラップに発進することができないドライバーは手を挙げてその旨を知らせるものとし、他の全車両が発進した後にオフィシャルによってピットに押し入れ、調整後、本条 前項 2. のピットスタートにより競技に参加するものとする。

- f. フォーメーションラップに出遅れた車両およびフォーメーションラップ走行中、不調のため正しい位置を保てなかった車両は最後尾スタートとなるが、その車両は下記 h. 項による赤色ランプが点灯するまでにグリッドに停車していなければならない。万一、赤色ランプが点灯するまでに停車できない場合は一旦ピットに戻り、その後、本条 前項 2. のピットスタートとなる。フォーメーションラップ中に一旦後尾についた車両は、スタートまで一切の追い越しを禁止される。

- g. フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。著しいと競技長が判断した場合は反則スタートとして罰則が適用される。

- h. フォーメーションラップを終了し、スターティンググリッドについた車両は、定められた位置に正しく停止し、エンジンをかけたままで待機する。全車両が正しい位置についたことが確認されると、赤色ランプ 2 灯 (5 秒前)の表示があった後に赤色ランプ 10 灯(スタート用意)が点灯される。その後、通常 2 秒から 3 秒以内に赤色ランプが消灯された瞬間にスタートする。この間にエンジンが停止して発進できない車両がある場合は、ドライバーが手を挙げて合図するとともに担当の競技役員が黄旗の振動で他のドライバーに知らせるものとする。特に定められない限り発進できない車両は、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動する事が出来る。(なお、始動できない場合は、ピットエリアに導かれ、正式スタート後、ピットスタートにより競技に参加するものとする。)

- i. スタート延期

スタートの手順が進行中、突如コースが使用不能の状態となるか、または多量の雨やその他の理由で危険が予測される状態となった場合は、下記の要領で進行するものとする。

- (1) スタート用意の赤色ランプが点灯する前の場合は、赤旗が振動表示(黄色ランプ点滅)され、「START DELAY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。スターターはイエローライトを点滅させる。

- (2) スタート用意の赤色ランプ点灯後の場合は、黄色ランプの点滅を併用して「START DELAY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。

- (3) 上記(1)および(2)のいずれの場合も全車両のエンジンは停止され、スタート手順 5 分前から再開され、レース距離は 1 周減らされる。

- (4) スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能になった場合、上記(1)～(3)は適用されない。

- j. 前項 i (3) の手順が 1 回以上必要となった場合でも、燃料補給は許可がない限り禁止される。

5. ローリングスタートの進行要綱

フォーメーションラップ開始に先立つスタート進行手順は、前項 4. (3) の a. 5 分前から c. 1 分前までの表示と同様とし、フォーメーションラップスタート 30 秒前の表示から以下に従う。

- a. スタート 30 秒前ボードの表示後、ダミーグリッドの前方で緑旗が振られ、全車両はグリッドにおける位置

を保ちつつ、一列となってフォーメーションラップを行うため発進する。

- b. フォーメーションラップはオフィシャルカーが全車両を誘導し、全車両はこれに従って走行する。
- c. フォーメーションラップに発進することができないドライバーは手を挙げてその旨を知らせるものとし、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動する事が出来る。(なお、始動できない場合は、ピットエリアに導かれ、正式スタート後、ピットスタートにより競技に参加するものとする。)
- d. フォーメーションラップに出遅れた車両およびフォーメーションラップ走行中、不調のため正しい位置を保てなかった車両は最後尾スタートとなる。
フォーメーションラップ中に一旦後尾についていた車両は、スタートまで一切の追い越しを禁止される。
- e. フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。著しいと競技長が判断した場合は反則スタートとして罰則が適用される。
- f. オフィシャルカーが退避路に退去した後も、ポールポジションの車両はそのまま同じ速度を保ちつつ全車両を誘導する。赤色ランプから緑色ランプが点灯した瞬間をスタートとする。
- g. セーフティカーは、オフィシャルカーを兼ねることが出来る。
- h. スタート延期

スタートの手順が進行中、突如コースが使用不能の状態となるか、または多量の雨その他で危険が予測される状態となった場合は下記の要領で進行するものとする。

- (1) フォーメーションラップ開始前の場合は、赤旗が振動表示(黄色ランプ点滅)され、「START DELAY」(スタート遅延)ボードがスタートラインに掲げられる。
- (2) 上記(1)の場合、全車両のエンジンは停止され、スタート手順5分前から再開される。
- (3) 上記(1)の手順が1回以上必要となった場合でも、燃料補給は許可がない限り禁止される。
- (4) フォーメーションラップ開始後(スタート用意の赤色ランプ点灯)の場合は、黄色ランプの点滅を併用して「START DELAY」(スタート遅延)ボードがスタートライン(フラッグ台)に掲げられる。
- (5) 上記(4)でオフィシャルカーが、コースから離れた場合は先頭車両がオフィシャルカーの役目を担い、そのままの速度でもう1周するものとする。その後、オフィシャルカーが再度コースインし先頭車の前に着き周回しオフィシャルカーがコースアウト後、緑色ランプ点灯時点でスタートとなる。レースの周回数は、オフィシャルカーがコースアウトした時点からの周回数とする。

第33条 反則スタート

1. スタンディングスタート

赤色ランプが点灯中(赤色10灯)に車両が動いた場合は、反則スタートとなり罰則が課される。

2. ローリングスタート

スタート合図が出され、各自の車両がスタートライン(最初のコントロールライン)を通過する前に前車両を追い越した場合は、反則スタートとして罰則が課される。

3. 審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。

4. 反則スタートに対する罰則は、競技会審査委員会の決定により、ドライブスルーまたはペナルティストップが課される。

第34条 信号合図

1. 旗による信号

FIA国際モータースポーツ競技規則 付則(細則) H項 の規則に基づいて行う。

2. ドライバーに対する連絡

チームからドライバーに対して連絡をとるのは、ピット前の指定された場所に限られる。合図にはH項に基づいた旗、またはランプに類似したものを使用してはならない。無線機は特に許可されている競技会を除き使用してはならない。

3. 黄旗表示区間の追い越し禁止

黄旗表示区間では一切の追い越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等による競技役員の実動に配慮し、速度を落とし作業現場から離れたコース上のラインを一列になって走行すること。当該エリアでの減速違反、危険行為(スピン、コースアウト等)は厳重に禁止される。

4. スタートおよびピット出口信号灯について

- 1) スタンディングスタート時に信号灯が故障した場合、スターターが赤色ランプ点灯の合図として日章旗を頭上に掲げた後、日章旗を通常2秒から3秒以内に頭上から振り降ろした瞬間が緑色ランプのスタート合図とする。
- 2) ローリングスタート時に信号灯が故障した場合、スターターが赤色ランプ点灯の合図として日章旗を頭上に掲げた後、日章旗を頭上から振り降ろした瞬間が緑色ランプのスタート合図とする。
- 3) 例外的なスタートおよび再スタート時に信号灯が故障した場合、スターターが黄色ランプ点滅の合図として黄旗を振

動表示した後、緑旗を頭上から振動表示した瞬間が緑色ランプのスタート合図とする。

- 4) ピット出口の信号灯が故障した場合、マーシャルがランプを塞ぐ形で位置し、赤色ランプの代わりに赤旗を、緑色ランプの代わりに緑旗を静止状態で表示する。

第35条 追い越し

1. レース中、単独で走行する車両は走路の全幅を使用することができる。ただし、直線で速い車両に追いつかれた場合は直ちにその車両が追い越しできる通路を与えることを原則とする。
2. 追い越される車両のドライバーに対しては青旗により合図が表示される。合図を受けたにも関わらず、故意に追い越しを妨げるドライバーに対しては罰則が課せられる。組織的な追い越しの妨害、あるいはこの違反を繰り返すドライバーはレースから除外される。
3. コーナーへの入口あるいは出口においては、ドライバーは任意に通路を選択することができる。ただし、あくまでも走路として定められた範囲内に限られるものとし、瞬間的な追い越しは左右のいずれかからも行うことができる。予想外の方向に突如として転換を行ったり、他の車両に対して故意に車両をかぶせたり、他の車両にコースアウトを強いるような異常な方向転換や接触行為を行うことは厳禁される。これらに対する反則は、その程度と回数に応じて罰金から失格までの罰則が課せられる。共通の利害関係の有無に関わらず、単独もしくは複数のドライバーで追い越しを妨害するような行為は禁止される。扇形になるなどして数台の車両が並列したままで走行を続けることは、他に追い越しの車両がない場合に限り許される。
4. レース中、重大なミスや度重なる不注意によって車両のコントロールを欠くドライバーはレースから除外(失格)される。

第36条 停車指示

状況に応じて、競技長は走行中の全車両または特定の車両に対して停止を命ずることができる(競技長がやむを得ない理由で不在の場合は副競技長がこれに代わって決定を下す)。旗の種類により競技会審査委員会の承認が必要な場合がある。

1. 緊急停止(赤旗によるレースの中断)

- 1) 事故等のために走路が閉鎖状態となるか、または天候その他の理由によりその時点におけるレースの続行が不可能な状態となった場合は、コントロールラインにおいて競技長の指示により、赤旗と黄色ランプを表示し、これと同時に全監視ポストで赤旗を一斉に振動表示する。
- 2) 前記の合図が表示された場合、全競技車両は直ちにレース競技を中止し、いつでも停止できるスピードで競技役員の指示に従いゆっくりと赤旗ラインに戻るものとする。
赤旗ラインは大会特別規則に明記される。
この場合、ドライバーは下記の事項を了解しているものとする。

- a. 追い越しは厳禁される。
- b. 計測はすでに打ち切られていて、順位はレース中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。
- c. 走路上に救急車その他の車両、または競技役員が出ているかも知れない。
- d. 走路が完全に閉鎖状態となっているか、または天候の変化によって高速での運転は危険な状態になっているかも知れない。

2. 特定車両の停止(黒旗およびオレンジ色の円形のある黒旗によるピットストップ)

- 1) ドライバーのマナーおよび車両の走行状態がレースに危険または不適当と判断された場合、黒旗と当該競技番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。また故障を生じたり、火災を発生したりする恐れのある状態となっている車両に対してはオレンジ色の円形のある黒旗を同様に表示してピットストップもしくはファイヤステーションへの停止を命ずる。火災に対しては消火器を掲げて合図する。
- 2) 激しいスピン、接触転倒等のトラブルを生じ、レース続行が危険とみなされる車両に対し、黒旗と当該競技番号をコントロールライン付近で表示し、ピットストップを命ずる。

3. ドライブスルーおよびペナルティストップの手順は、本規則 第57条 に準ずる。

4. 再車検および健康診断

全車両停止または特定車両の停止のいずれの場合にも、必要に応じて再車検およびドライバーに対する健康診断を実施する。

第37条 レースの中断および再スタート

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また黄色(橙色)ライト(中断ライト)をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

- 1) 中断の合図提示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。

その後、全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列で停止しなければならない。レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順にスタッガードフォーメーションに配列されるものとする。

コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、競技会審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

上記の全ての車両は、レースを再開することを許可される。

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。

- 2) レース中断の間は、
 - － レースも計時システムも停止することはない。
 - － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止した後、またはピットに入った後は作業を行うことができるが、この場合の作業がレース再開の妨げとなってはならない。
 - － グリッド上には、登録されたチーム員(競技参加者、チーム監督、ピット要員)と競技役員のみが立ち入りを認められる。
- 3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にドライビングスルーペナルティが課せられる。レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両のドライバーについてペナルティを課されることはない。
- 4) レース再開により、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両の内、レース中断後にピットレーンへ進入した車両を除きピットを出ることができる。この場合、レース再開の3分前ボード提示後に1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、3分前ボードが提示された時点でピットレーン出口にいた車両に限られる。
レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする全ての車両は、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。
- 5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：
 - － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
 - － 窓拭き、曇り除去
 - － ホイールの増し締めドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

- 1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちにチームにはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも5分前の警告が知らされる。
- 2) スタート再開前に「5分前」「3分前」「1分前」「30秒前」のボード(またはシグナル)が表示される。それらのいずれのボード(またはシグナル)も警告音を伴うものとする。
- 3) 5分前ボード(またはシグナル)が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード(またはシグナル)提示以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。5分前ボード(またはシグナル)提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべてグリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう、黄旗を持った競技役員が制する。
5分前ボード(またはシグナル)提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。
- 4) 1分前ボード(またはシグナル)が提示された後にエンジンは始動されなければならない。チームのスタッフはすべて3分前ボード(またはシグナル)が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。1分前ボード(またはシグナル)が提示された後で援助が必要となったドライバーは、手を挙げて周囲にその旨を知らせなければならない。グリッドを離れることができる残りの車両が出発すると、競技役員が車両をピットレーンに押すよう指示される。
- 5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。
セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。
 - － すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
 - － チーム要員がまだグリッド上の物を撤去している。
 - － さらに介入が必要な状況が重ねて発生している。

- 6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はコースインし、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
- 7) この周回の間は、赤旗ラインを離れる際に遅れてしまい、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。
- 8) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、残りの車両がラインを通過した後も動かなかった場合、他の走行している車両を追い越してはならない。当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- 9) 競技会審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、ドライブングスルーもしくはペナルティストップ、いずれかのペナルティが課せられる。
- 10) この周回の間は、FIA 国際競技規則 付則 H 項 2.9.15~20 を参照。
- 11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。
- 12) 1大会2ヒート制の場合、本条項はヒート毎に適用する。
- 13) ピットレーンの赤旗ラインを使用してレースを再開する実施方法は別途規定する。

第38条 イベントの延期、取止め、成立

1. 不可抗力による特別な事情が生じた場合、競技会審査委員会の決定によってイベントを延期または取止めることがある。
2. サポートレースのある競技会はメインレースの完了をもって成立したものとみなされる。
3. 競技会が延期、取止めとなった場合でも、各レース区分別にレースの完了をもってそれぞれが成立したものとされる。

第39条 降雨時の規則

1. スタート前に天候条件が変化した場合には、必要に応じて特別走行時間を設けることができる。
2. 決勝レーススタートが迫って、ウェットタイヤを装着しても安全が確保されないような多量な水がトラックを覆った場合、トラックのコンディションが改善されるまで競技長はスタートを遅らせることができる。
3. サーキットが閉鎖されるか、競技を続行することが危険とならない限り、雨天でのレースは中止されない。その後、次第にコース上の雨量が増加して危険と判断された場合、競技長は競技会審査委員会と協議の上、レースの中断を決定することができる。天候の条件が回復し次第、新たなスタートの手順を行う。

第40条 レース中の車両修理

1. レース中における車両の修理、調整、部品交換はその車両に積み込んであるものか、またはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
2. コース上のドライバーに対する援助は禁止され、ピットに準備してある部品、工具による修理、調整、交換は正規にピットに停止した車両に対してのみ行うことができる。コース上で停車した場合、ドライバー自身がピットから部品、工具を携行したり、あるいはピット要員やその他の者が携行したりしてはならず、コース上のドライバーに対していかなる援助も禁止され、競技役員以外の者が停止した車両に触れることは許されない。これに対する違反車両は直ちにレースから除外される。
3. やむを得ない事情でピット以外のコース上で車両を修理、調整、部品交換あるいは危険部分の除去などを行う場合、他車両の支障とならない安全な場所に停車し、当該ドライバーがその車両に積み込んである部品、工具を使用して作業に当たらなければならない。
4. 人力または他車両の援助による推進は禁止とする。レース中の車両はいかなる場合であっても、その車両の動力で推進されなければならない。従って、人力または他の車両の力でコースに沿って押し進めたり、コントロールラインを越えたりしてはならない。ただし、ドライバーまたは競技役員によってコースから安全な場所に押し出す場合はこの限りではない。
5. コース上に放置された車両は、例え一時的であっても理由、時間の如何を問わずレースを放棄したものとみなされる。

第41条 リタイヤ

1. ピットでのリタイヤ
レース中の事故あるいは車両の故障などで、その後の走行の権利を放棄する場合は、原則としてピットに停車し、その旨を競技役員に届けるものとする。
2. コース上でのリタイヤ
コース上において車両が動かなくなったためにリタイヤする場合は、安全な場所に停車した後、その地点から最も近いポストにいるコース委員にその旨を届けなければならない。

3. 意思表示

競技役員に届け出る前に、ヘルメットを脱ぐなどの態度でその意志を表明することがドライバーとしての義務であるが、負傷その他の理由で届け出や意志の表明ができない状況下では競技役員の判定に委ねられる。

第42条 レース終了

1. 順位判定

優勝車両はそのレース距離の走行を最短時間で終了した車両か、または所定の時間に最大の距離を走破した車両とする。その順位決定は、周回数とコントロールライン(ピットレーンのラインも含む)の通過順に基づいて行われる。ただし、優勝車両のレース距離の70%に満たない車両(JAF 地方選手権は90%)には順位の判定が行われないものとする。

2. レースの終了

- 1) 先頭車両の決勝ライン通過あるいは所定時間の終了と同時に、そのレースは終了したものとする。その他の車両は先頭車両が決勝ライン通過後、公式予選で記録されたベストタイムの4倍に相当する時間(分以下は次の分にくり上げる)をもって走行は完了とする。なお、チェッカーフラッグを受けた後の追い越しはコントロールライン付近でのやむを得ない追い越しを除き禁止される。
- 2) 先頭車両の決勝ライン通過あるいは所定時間の終了と同時にピット出口は閉鎖され、ピットに停車中の車両は再びコースに戻ることはできない。
- 3) チェッカーフラッグ

レースの終了はチェッカーフラッグによって表示される。万一、先頭を走行する車両が定められたレース距離あるいは時間を完走しないうちに誤ってチェッカーフラッグが振られた場合であっても、レースはその瞬間に終了したものであるとして順位が判定される。これと反対に先頭を走行する車両が定められたレース距離あるいは時間を完走した後遅れてチェッカーフラッグが表示された場合には、定められた距離あるいは時間をもってレースは終了したものであるとして順位が判定される。

3. 暫定表彰と表彰式

- 1) レース終了後、暫定結果による上位ドライバーの暫定表彰を行う。暫定表彰を拒否したドライバーは賞典を受ける権利を放棄したものとみなされる。
- 2) 暫定結果発表後30分間以内に抗議のない場合、暫定結果は競技会審査委員会の承認手続きを経て正式結果とされる。
- 3) 表彰式が行われる場合は、時間と場所がその都度大会特別規則もしくは公式通知によって示される。競技参加者、ドライバーまたはその代理者は必ず表彰式に出席しなければならない。正当な理由なく表彰式に出席しなかった者の賞典(主催者賞)は競技会組織委員会において保留される。
- 4) 入賞者は記者会見が実施される場合、必ず出席しなければならない。

第8章 ピット規定

第43条 ピット規定

1. ピットレーン

ピットへ出入りする際、コース上の一部をピットレーンとして区分線(ホワイトライン)でレースの走路と区分する。この区分線は競技会審査委員会で不可抗力と判定された場合を除き、いかなる方向へも横切ってはならない。

2. 安全確認

ピットレーンに入る際は、最終コーナーを右側について走行し、ピットレーン入口手前で必ず方向指示器または手で合図して安全を確認しつつ進入しなければならない。

ピットレーンにおける優先権はファストレーンを走行している車両が有する。

またピットを離れる際、安全が確認できた時にのみ車両をピットアウトさせることは、競技参加者の責任で行うこと。

3. ピットレーンの速度規制

ピットレーンは60km/h以下で走行する。

なお、SUPER GT RACE およびスーパー耐久レース併催時は50km/h以下とする。

4. ドライブスルー相当ペナルティ

前項3.で規定される速度規制時のドライブスルー相当ペナルティは下記の通りとする。

60km/hの場合 35秒

50km/hの場合 37秒

5. ピットの使用

- 1) フリー走行、公式予選、決勝レースを通じての使用ピットは、競技会事務局によって割り当てられる。

- 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承し合った上で、競技会事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- 3) フリー走行、公式予選、決勝レースを問わず、レーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- 4) ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。また、使用後は清掃し、速やかに鍵を返却しなければならない。
- 5) ピットの専有使用は夜間のみとする。
- 6) 開催クラスが複数に渡っている場合、ピットボックスを割り当てられた競技参加者は、フリー走行、公式予選、決勝レースを通じてピット内の白線より前の部分(作業エリア)が他のレースのピットとして使用できるよう工具、部品は置いてはならない。

第44条 ピットストップ

1. 停止

割り当てられた自己の作業エリアに停止する車両は、できるだけ車両をピットに近づけて他の競技車両が安全に通過できるだけの通路を空けておかなければならない。その際、フォーミュラカーまたは特に許可された車両を除きエンジンは停止させること。なお、ピット要員の1名は必ず誘導に当たることを怠ってはならない。

2. オーバーシュート

誤って自己のピットを通り過ぎてしまった場合、競技役員の了承を得て自己のピット要員の応援のもとに押し戻してピットにつけることができる。

第45条 フリー走行、公式予選、決勝レース中の車両に対する作業

車両に対する作業は、必ず割り当てられたピットの作業エリアもしくはピットボックスで行うものとする。安全上、競技長が特に認めた場合を除き、パドックでこれらの作業を行うことも禁止され、一旦パドックに入った車両はすべて走行を終了したのものとして再びコースに戻ることは許されない。

第46条 ピット作業

1. 競技中は各大会特別規則で許されている場合を除き、すべての液体(水を除く)の補給は禁止される。
2. 競技中の車両に燃料、オイル補給はできない。ただし、大会特別規則で競技中の燃料、オイルの補給について許されている場合は、必ず次の各項を遵守して実施しなければならない。
 - 1) 競技中の燃料補給は、車両がピットストップした際にピット作業エリアにおいてのみ実施することができる。
 - 2) 燃料補給はJAF国内競技車両規則に従うこと。詳細は大会特別規則に明記する。
 - 3) ピット内における燃料の保管は、スクリュウキャップのついた金属製携行缶で行うものとし、1缶の最大容量は20Lとする。なお、競技参加者は内容量3kg以上の消火器2本以上を必ず用意しなければならない。
 - 4) 競技参加者は、燃料補給要員を指名するものとする。燃料補給要員は防火用の衣服、マスク、手袋、靴等を完全に装着して任務を遂行するものとし、燃料補給中は他の任務を行ってはならない。
 - 5) 燃料補給は承認を受けた補給装置を使用して行うものとし、補給タンクは必ずアースしなければならない。また、燃料補給中はピット要員が消火器を持って車両のそばに待機すること。
 - 6) 燃料補給中、ドライバーは車両に留まることができる。ただし、エンジンは大会特別規則に記載されている場合を除き必ず停止すること。
3. 機材の整頓
ピット内においては常に機材を整頓し、ピットストップ直前の準備を除き、タイヤ、機材、工具等をピット前に出しておくことは禁止される。また、作業終了後は速やかに片付けなければならない。
4. ドライバーへの合図と計測
競技参加者から指名されたピット要員は、ピット前サインエリアに出て走行中のドライバーに合図を送り、あるいは計測に当たることができる。その際、これらのピット要員は他の車両の出入りに注意を払わなければならない。

第47条 ピットからの発進

1. ピットからの発進

ピットから再び発進してコースに戻るのは、競技役員の手指示に従ってピット要員の誘導の下に行うものとし、エンジンはフォーミュラカーまたは特に許可された車両を除き、必ずドライバーが車両に着座して搭載されたスタート装置を使用して始動させなければならない。押しがけは禁止される。

ピットから再び発進する車両は、ファストレーンから作業エリアへ進入する車両を妨げないこと。また、ピットから再び発進する車両がファストレーンを走行中の車両と並走することは禁止される。

2. 信号の確認

ピット出口にはグリーンおよびレッドのライトが設けられる。

すべての公式予選中およびセーフティカー出動中はグリーンライトが点灯している時のみコースインすることができる。
(赤灯点灯時はコースインすることはできない)

3. ピットから発進後の第3コーナー

ピットから発進後の第3コーナーはアウトサイド(進行方向右側)について走行するものとし、本コースから同時に進行する車両がある場合はこれを優先させなければならない。

第48条 ピットの禁止事項

1. リバースギアの使用

2. 火気厳禁

1) 発火性の機具、高熱を発生する器具の使用

2) 喫煙

3) 金属製携行缶以外の容器の使用

4) 燃料あるいは燃料補給装置の冷却

第9章 賞典

第49条 賞典

各レースの賞典は次の通りとする。

1. フォーミュラ4選手権

1位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 100,000円

2位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 60,000円

3位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 40,000円

4位・・・トロフィー/賞金 30,000円

5位・・・トロフィー/賞金 20,000円

6位・・・トロフィー/賞金 10,000円

2. 菅生スーパーFJ選手権

1位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 50,000円

2位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 30,000円

3位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 20,000円

4位～6位・・・トロフィー/副賞(走行券1枚)

3. もてぎ・菅生ツーリングカー選手権(賞金協賛：本田技研工業株)

1位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 50,000円

2位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 30,000円

3位・・・トロフィー/JAFメダル/賞金 20,000円

4位～6位・・・トロフィー/副賞(走行券1枚)

4. ロードスターカップ (NA6CE, NB6C, NA8C, NB8C, NCEC チャレンジ, NCEC オープン 各クラス)

1位・・・トロフィー/賞金 50,000円

2位・・・トロフィー/賞金 30,000円

3位・・・トロフィー/賞金 20,000円

4位～6位・・・トロフィー/副賞(走行券1枚)※走行券は、1枚25分間となります。

【特別戦(90分耐久)】

①総合優勝車両に下記賞金を授与する。

総参加 6台以上15台未満の場合・・・賞金 50,000円

総参加 15台以上の場合・・・賞金 100,000円

②各クラス ※()内は各クラス6台未満の場合の金額

1位・・・トロフィー/賞金 50,000円(30,000円)

2位・・・トロフィー/賞金 30,000円(10,000円)

3位・・・トロフィー/賞金 10,000円

4位～6位・・・トロフィー/副賞(走行券1枚)※走行券は、1枚25分間となります。

5. その他のレースは、各協会の発行する競技規則に準ずる。

第50条 賞典の制限

主催者賞は最大6位までとし、参加台数の50%を超えない範囲とする。

1. JAF 地方選手権(フォーミュラ4/菅生スーパーFJ/もてぎ・菅生ツーリングカー)

レースが成立しない場合にはJAF賞(JAFメダル)は用意されない。

2. ロードスターカップは、参加台数により下記の通りとする。

JMRC 東北レース(オーガナイザー賞金授与率)

3台 1位のみ (60%)	8～9台 4位まで (90%)
4～5台 2位まで (70%)	10～11台 5位まで (全額)
6～7台 3位まで (80%)	12台以上 6位まで (全額)

特別戦(90分耐久)

<u>2～3台 1位のみ</u>
<u>4～5台 2位まで</u>
<u>6台以上 3位まで</u>

3. その他

各協会の発行する競技規則に準ずる。

第51条 JMRC 東北 レースシリーズ賞典

1. 対象

菅生スーパーFJ選手権およびロードスターカップに与えられる。ただし、シリーズの成立は最低3戦以上とする。

2. シリーズ賞典

JMRC 東北楯(1位～6位)

3. ポイントの制限

- 1) ポイントは当該レース完走者のみに与えられる
- 2) シリーズ出場3戦以下の場合、シリーズ順位は与えられない。
- 3) 同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い順に決定する。

出走台数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
3台以上	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

※11位以上は、1ポイント与えられる。

4. 賞典の授与

12月に開催される JMRC 東北 表彰式にて授与される。

第10章 抗議

第52条 抗議権

1. 競技参加者は自分が不当に処遇されていると判断する場合、これに対して抗議する権利を有する。ただし、本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
2. 抗議は抗議申請書に抗議料を添え、競技長に提出しなければならない。
抗議料は、JAF 国内競技規則 付則 自動車競技に関する申請・手数料規定 第17条の通りとする。
3. 参加車両に対する抗議は、抗議対象となる1個所を明確に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解等に要した費用は技術委員長が算出する。

第53条 抗議の時間制限

1. 技術委員または再車検委員の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 公式予選の結果に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
3. レース中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、レース終了後30分以内に提出しなければならない。
4. レース結果に関する抗議は、暫定結果の発表後30分以内に提出しなければならない。

第54条 抗議の裁定

1. 抗議審査に当たり、競技会審査委員会が必要に応じて関係当事者および競技役員などを証人として召喚し、陳述を求めることができる。
2. 審査後直ちに裁定が下されない場合、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より関係当事者のみに口頭をもって通告し、その後公式通知もしくは競技結果で公表される。
4. 抗議の関係当事者は競技会審査委員会の裁定結果に服さねばならないが、JAF 国内競技規則 第13章の規定に従って控訴することができる。

第11章 オーガナイザーの権限

第55条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

1. 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなく、競技参加者、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。
当該参加申込みが全日本選手権の場合は、JAF にその事由が報告される。
2. ドライバーに対して、指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終的に決定することができる。
3. 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたって、各競技参加者の優先順位を決定することができる。
4. 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、競技会審査委員会の承認を得て、競技会またはレースの延期、中止、取止めおよびレース距離の短縮、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することができる。ただし、24時間以上の延期または中止が決定された場合は参加料を返却する。
5. 各レース区分における参加申込み台数が5台に満たない場合は、そのレース区分を取止めまたは他のレース区分と合併することができる。また、決勝出場台数が5台に満たないレース区分は取止めることができる。
6. 賞典を適宜に追加することができる。
7. 参加料の返還、免除等について決定することができる。
8. 競技会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
9. やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。ただし保険への加入、その他の完全な参加の形式が競技会事務局長によって受理されたものに限る。
10. 全ての競技参加者、ドライバー、ピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像、レース結果等に関し、オーガナイザーは報道、放送、出版等の権限を有し、オーガナイザーが許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。また、競技会の観客の入場料について決定することができる。

第12章 本規則の適用

第56条 本規則の解釈

各競技会に関する諸規則や公式通知の解釈についての疑義は、競技参加者に限り文書によって質疑申し立てが許される。これに対する回答は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとして競技会事務局を経てなされる。

第57条 本規則の違反

1. 本規則に対する違反の判定は審判員が行い、競技会審査委員会が裁定して通告され、訓戒、罰金、タイムの加算、ドライブスルー、ペナルティストップ、周回数の減算または出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

レース中の違反(反則スタートを含む)により罰則がレース中に処理される場合、罰則の種類を示す表示および当該車両番号を記入した表示板(告知)がコントロールラインで表示される。また、同時にモニターに表示され、合わせてピット放送が行われる。コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから3周以内に規程通りこれを実行出来なかった車両については失格とする。

◆ドライブスルーならびにペナルティストップ手順

- 1) ドライブスルーの場合

ピットレーンに進入した後、当該ピットに停車せず、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

- 2) ペナルティストップの場合

ピットレーンに進入した後、当該ピットに停車せず、定められたペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして科せられた時間停止しなければならない。履行後はピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

なお、ペナルティストップエリアではエンジンを停止する義務はないが、エンジンが停止してエンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的装置が必要な場合、罰則時間が経過した後に使用が許される。

2. ドライバーまたは車両に対する罰則の裁定は、競技会審査委員会においてなされ、競技長が次の方法で当該競技参加者に通告する。

- 1) ピットにて、文書により担当のピットマーシャルから当該競技参加者に通告される。
- 2) 走行中のドライバーに対しては、信号合図によって通告される。この実施は、下記の何れかの方法で競技長の指示に

よって、当該車両がコントロールラインを通過する時に表示される。

- ① 競技番号とDマークボードの提示(ドライブスルー)
- ② 競技番号とPマークボードの提示(ペナルティストップ)
- ③ 競技番号と黒旗の提示(自己のピットに停車すること)

なお当該ドライバーは、上記ボードおよび旗の提示後3周以内にペナルティを履行しなければならない。

- 3) 上記の場合、競技参加者またはその代理人からもそのドライバーに対してピットインの合図を送るようにするものとする。
- 4) それでもドライバーが履行しない場合は、さらに罰則が課せられることがある。

第58条 手数料一覧 ※()内は10月以降に消費税率が10%に改訂された場合の金額となります。

1. ドライバー変更手数料	10,800円	(11,000円)
2. 車両変更手数料	10,800円	(11,000円)
3. 車両名称変更手数料	10,800円	(11,000円)
4. 保管車両持ち出しおよび時間外再車検手数料	10,800円	(11,000円)
5. 再ブリーフィング手数料	21,600円	(22,000円)
6. プログラム記載事項変更手数料	10,800円	(11,000円)

第59条 本規則の施行

本規則は1月1日より施行する。

株式会社 菅生

菅生スポーツクラブ(SSC)

付則1 決勝レース中のセーフティカー運用規定

FIA国際モータースポーツ競技規則付則(細則) H項 2.9 セーフティカー運用手順に従う。
セーフティカーの待機場所は、第4ゲートとする。

付則2 開催日および参加申込期間

SUGO チャンピオンカップレースシリーズ

日程	大会名	申込期間
4月26日(金) ～28日(日)	Rd. 1 (スーパー耐久シリーズ 2019 併催)	3月18日(月)～3月28日(木)
5月18日(土) ～19日(日)	Rd. 2	4月19日(金)～4月29日(月)
6月21日(金) ～23日(日)	Rd. 3 (全日本スーパーフォーミュラ選手権 併催)	5月13日(月)～6月3日(月)
7月26日(金) ～28日(日)	Rd. 4 (全日本フォーミュラ3選手権 併催)	6月19日(水)～6月28日(金)
8月24日(土) ～25日(日)	Rd. 5	7月26日(金)～8月5日(月)
10月12日(土) ～13日(日)	Rd. 6	9月13日(金)～9月23日(月)

特別戦

日程	大会名	申込期間
4月13日(土) ～14日(日)	マツダファン東北ミーティング 2019 in SUGO	3月18日(月)～3月28日(木)

申込み先：4輪一般競技規則 第3章 第14条 記載の通りとする。

※上記受付開始以前の申込みは無効とする。

※上記申込期間最終日の消印は有効とする。

付則3 開催種目

日程	競技会	SUGO チャンピオンカップレースシリーズ						特別戦
		Rd. 1 (S耐)	Rd. 2	Rd. 3 (SF)	Rd. 4 (F3)	Rd. 5	Rd. 6	マツダファン 東北 MTG
	競技会	4/26(金) ～28(日)	5/18(土) ～19(日)	6/21(金) ～23(日)	7/26(金) ～28(日)	8/24(土) ～25(日)	10/12(土) ～13(日)	4/13(土) ～14(日)
	全日本フォーミュラ3選手権			●●	●●●			
地方選手権	フォーミュラ4		●●					
	菅生スーパー-FJ	●	●			●●	●	
	もてぎ・菅生ツリングカー (Fit)		●			●		
	本州ツリングカー (MX5)							●
	JMRC 東北 ロードスターカップ		●		●	特別戦	●	●
	Netz Cup Vitz		●			●	●●	
	86/BRZ クラブマン		●					
	86/BRZ プロフェッショナル		●					
	N-ONE			●			●	
	PCJ-Cup				●			
	LOUTS CUP JAPAN				●			
	ロードスター・パティエスIII北日本シリーズ				●	●	●	●
	MINI CHALLENGE JAPAN					●●		

4 輪競技車両規定

第1章 競技車両規定

第1条 参加車両

参加できる各車両は、FIA または JAF の公認車両または登録車両とし、2019 年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第2、3、4、5、6、10、11 章に準拠し、さらに本競技車両規定に合致した車両。および主催者が認め、JAF が承認した車両。

第2条 排気音量規定

1. 各レース競技会に参加する競技車両は、2019 年 JAF 国内競技車両規則 付則 レース車両の排気音量測定に関する指導要綱 (558 ページ～) に合致していなければならない。排気音量の測定に関しては JAF 国内競技車両規則に準拠する。

2. 各レース区分の排気音量規制は、3m45° 後方の測定値は以下の通りとする。

N1 90db (A)

S-FJ 105db (A)

N2・NE 120db (A)

F4 105db (A)

その他ワンメイクレース、NE の特殊カテゴリーの音量規制は各シリーズ規則による。

第3条 競技番号(フォーミュラ4 / スーパーFJ クラスは、下記規定を除く。)

1. 参加車両には大会事務局によって定められた競技番号が、参加者の責任において指定の位置、書体、大きさと記入されなければならない。
2. 数字はアラビア数字、書体は一般的なゴシック体、数字の太さは5cm 以上、数字の縦の長さは約35cm 以上とする。リア部番号の縦の長さは14cm 以上とする。
3. 競技番号は真四角で約40cm の白地に黒色で記入されなければならない。
4. 競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面、および後方から確認できるリア部の4箇所に記入されなければならない。
5. フロントフード上面の競技番号は車体に平行に記入し、両側面およびリア部分の番号は垂直に、屋根は進行方向よりコントロールタワーに向けて垂直に記入しなければならない。
6. 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通して保持されなければならない。
7. 競技番号の判読が困難であると計時委員長が判断した車両については、競技番号の修正が命じられる。これらに従わなかった場合は、タイム測定を拒否されることがある。
8. ドライバーの氏名をクォーターウィンドウ左右に、最少幅10cm、白色のローマ字で記載する。

第4条 公式車両検査

1. 公式予選に先立ち公式車両検査を実施する。競技に出場する車両は、出走可能な状態で指示された時間までに、車検区域(出張車検の場合は各自作業エリアに待機)に集合し、公式車両検査を受けなければならない。規定の時間内に公式車両検査を受けられない場合は不合格とみなされる。
2. 競技参加者およびドライバーは公式車両検査に必ず立ち会うものとし、補助員としてピット要員3名以内を同行することができる。
3. 競技参加者、ドライバーはその競技会に有効なライセンス、必要に応じてテクニカルパスポートその他の証明書類の点検を受けなければならない。
4. ドライバーは、ヘルメット、スーツ、アンダーウェア、バラクラバス、ソックス、シューズ、グローブ、FHR (HANS) システム等の安全装備についての点検を受けなければならない。
頭部と頸部の保護装置 FHR (HANS) システムについては、4輪一般競技規則 第23条 4.6) に準ずる。
5. 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻までに公式車両検査を受けない車両およびドライバー、また検査の結果において不適当と判断された車両およびドライバーは、公式予選および決勝レースのいずれにも出走することはできない。
6. 競技参加者は技術委員長の求めに応じて書類を提出できるよう、車両公認書またはこれに代わる書類を準備していなければならない。
7. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不

適格が発見された場合は当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。

8. 技術委員長は検査の結果、不適当と判断した箇所について修正を命ずることができる。
9. 公式車両検査終了後の車両は如何なる改造も許されず、修理、調整については必ず技術委員長の許可を受けた上で行うものとする。
10. 車両に撮影用カメラを搭載する場合は、オーガナイザーが指定するカメラ搭載許可申請書に必要事項を記入し、競技会事務局に申請しなければならない。営利目的でカメラを搭載する場合は別途オーガナイザーと協議を必要とする。カメラの搭載は堅牢に取り付けられ、車両検査と同時に検査される。
11. 競技会審査委員会および技術委員長は車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査(分解検査を含む)を行う権限を持ち、この検査に応じない競技参加者に対しては罰則が適用される。ただし、公式予選、決勝レースへの参加を脅かすものであってはならない。
12. 競技会審査委員会および技術委員長は、競技参加者に対して車両公認書および部品やサンプルの提出を求めることができる。
13. 決勝レース終了後、各部門で指定された台数の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会は更に決勝レースに参加した他の車両を検査させることができる。
14. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認を得て、車両検査の結果を公表することができる。
15. オーガナイザーが自動車番入装置を使用する場合は、公式車両検査時までに取り付けていなければならない。

第5条 決勝レース終了後の車両保管および再車検

1. 車両保管：決勝レース終了後の車両保管は、当該レースを完走した全車両について行われるものとする。
2. 保管車両の引き取り：競技参加者は保管が解除された車両を速やかに引き取らなければならない。
3. 分解検査：
入賞および抗議対象となった車両は、レース終了後に車両の分解その他によって検査を行うことがある。技術委員長が分解検査を行う際は、競技参加者もしくはその代理人が責任をもって車両の分解および組立てを行うものとし、関係役員以外の者が検査に立ち会うことはできない。
4. 車両検査に応じない場合は失格とされる。
5. NR-A 車両は、車両保管解除後より公道車両検査を実施する。

第6条 燃料、オイル

1. 公式車両検査を受ける参加車両は、必ず競技参加者によって燃料を全部抜き取られていなければならない。
2. 不要のガソリンやオイルは、競技参加者の責任において、密閉容器に保管されなければならない。
3. ガソリンは、2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第3章 第10条 1) に準拠した燃料とし、指定されたスポーツランド SUGO のサーキット内パドックで販売されている ENEOS ヴィーゴとする。なお、ナンバー付レースクラスおよびオーガナイザーが特に指定する場合を除く。
4. 燃料に添加剤を混入したり、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたりすることは一切厳禁される。ただし、オイルについては自由とする。
5. 燃料の性状表は、大会特別規則もしくは公式通知に示す。
6. 燃料販売場所は、パドック内ガソリンスタンドとする。

第7条 車両の変更

車両変更は大会特別規則に定める参加車両規定に合致した同一競技参加者の同部門、同クラスの車両に限り許されるが、変更手数料を添えて競技会事務局に届け出て、競技会審査委員会の承認を受けなければならない。ただし、公式車両検査終了後の車両変更は必ず改めて車両検査を受けなければならない。

第8条 車両名およびレースによる広告

1. 参加申し込みの際に登録する車両名称は、原則として車両製造者(フォーミュラカーはコンストラクター)が定めたものとする。
2. 車両製造者(コンストラクター)が定めた名称以外のものを使用する場合には、登録の際に併記してオーガナイザーの承認を得るものとする。オーガナイザーの承認のない車両名称および全角 15 文字(半角 30 文字)を超えるものは削除され、公式プログラム、レース結果、その他の公式文書に記載されない。
3. 登録後の車両名称の変更については、4輪一般競技規則 第58条 3. に定める変更手数料を納付しなければならない。競技参加者が競技車両に貼付する広告は、社名および商品広告に限り許される。ただし、公序良俗に反するものであってはならない。
4. オーガナイザーが各参加車両に貼付することを規定した広告、あるいはシリーズのスポンサー広告を必ず貼付しなければならない。広告を規定通り貼付しない車両に対しては、出走が拒否されるかまたは順位が与えられないものとする。

5. 車両広告はすべて公式車両検査において点検され、不適当と判断されたものは撤去あるいは修正が命じられる。これに応じない車両は競技参加を拒否される。

第2章 フォーミュラ4(F4) レースの車両規定

第9条 参加車両

2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第11章 フォーミュラ4(F4)規定および、第4編 付則 F4 車両規定の競技会用実施細則(543 ページ)に合致した F4 協会の認定車両を使用する事。

第10条 タイヤに関する規定

2019年 JAF国内競技車両規則 第4編 付則 F4車両規定 の競技会実施細則 1. タイヤに準拠する。
また、同項(1)に示す指定タイヤは「住友ゴム工業株式会社」が指定するタイヤとする。

第3章 菅生スーパーFJ(S-FJ) レースの車両規定

第11条 参加車両

2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第10章 スーパーFJ(S-FJ)規定および、第4編 付則 S-FJ 車両規定の競技会用実施細則(541 ページ～)に合致した車両とする。

第12条 タイヤに関する規定

2019年 JAF国内競技車両規則 第4編 付則 S-FJ車両規定の競技会実施細則 3. タイヤに準拠する。
また、同項 (1)に示す指定タイヤは「横浜ゴム株式会社」が指定するタイヤとする。

第4章 もてぎ・菅生ツーリングカーレース(Fit)の車両規定

第13条 参加車両

2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第5章 量産ツーリングカー(N1)規定に準拠し、通常に国内モデルとして生産、販売された FIT GK5(ホンダセンシング装備車両を除く)、FIT GE8、FIT GD3 とする。

第14条 改造範囲

2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 レース車両規定 第3章 一般規定、第4章 安全規定、第5章 量産ツーリングカー(N1)に従ったものとし、さらに次の項目に従ったものでなければならない。

1. 最低重量

GD3 : 910kg

GE8 : 990kg

GK5 : 1,010kg

(燃料およびレース用装備品を全て着用した状態のドライバーを含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う)

2. タイヤ・ホイール

1) 公道の走行が許可される一般市販ラジアルタイヤとする。

使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降発売した日本国内向け市販タイヤ製品カタログまたはタイヤ製造者のホームページに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤとする。

2) 使用できるタイヤサイズは最大幅195、最大ホイールインチ数は15インチまでとする。

ただし GK5 については、195/55 R15 のみとする。

3) 公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。

使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル(技術委員)によってタイヤマーキングが実施される。

4) 路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記③においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認めら

れる。

5) 上記「ウェット宣言」以外の状態でマーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合、次の通りとする。

- ① 公式予選中のタイヤ交換は認められない。
- ② 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後 30 分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レーススターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。(ただし、当初のグリッドより 3 グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする)
タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
- ③ 決勝レーススタート後のタイヤ交換は自由とする。ただし、タイヤ交換の作業は決勝レースがスタートされるまでは一切行ってはならない。何らかの事由で、ピットスタートとなる場合も同様とする。

6) タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

7) タイヤへの加工は一切禁止される。

3. ヘッドガスケット

GK5 については、ヘッドガスケットの変更は許されない。

4. 補強

GK5 については、車体の補強は一切禁止される。

第 15 条 ロールケージ

GE8 および GK5 は、主催者が定める下記の指定品を使用する。

GD3 は、2019 年 JAF 国内競技車両規則 第 1 編 レース車両規定 第 4 章 第 6 条 ロールゲージ に従う。

GE8 M-TEC 製(70020-XN7-KONO)

GK5 M-TEC 製(70020-XN6-KONO)

なお、GK5 指定品ロールケージ(70020-XN6-KONO)のボディシエル/シャシーへの取り付けについて、ロールケージ本体はボルト/ナット締結により脱着可能な状態を保つ事とし、溶接等により追加結合することは禁止される。

第 16 条 エレクトロニクスコントロールユニット(ECU)

GK5 は主催者が指定部品として大会期間中に貸し出す ECU に限り使用が許される。

第 17 条 排気系統

GK5 は主催者が定める指定品を使用する。

指定品 M-TEC 製(18000-XN6-KONO)

GE8 および GD3 は、2019 年 JAF 国内競技車両規則 第 1 編 レース車両規定 第 5 章 量産ツーリングカー(N1)に従う。なお、排気音量は 本 4 輪競技車両規定 第 1 章 第 2 条 排気音量規定に従い、90dB(A)以下とする。

第 18 条 フロントハブおよびフロントブレーキディスク

GK5 は標準部品または以下の部品の使用が認められる。

ハブ ASSY. フロント 44600-SLN-A00

ディスク, フロントブレーキ 45251-SCC-901

ロールケージ、排気系統についての販売等お問い合わせ先
株式会社 M-TEC 企画業務課 TEL 048-462-3111

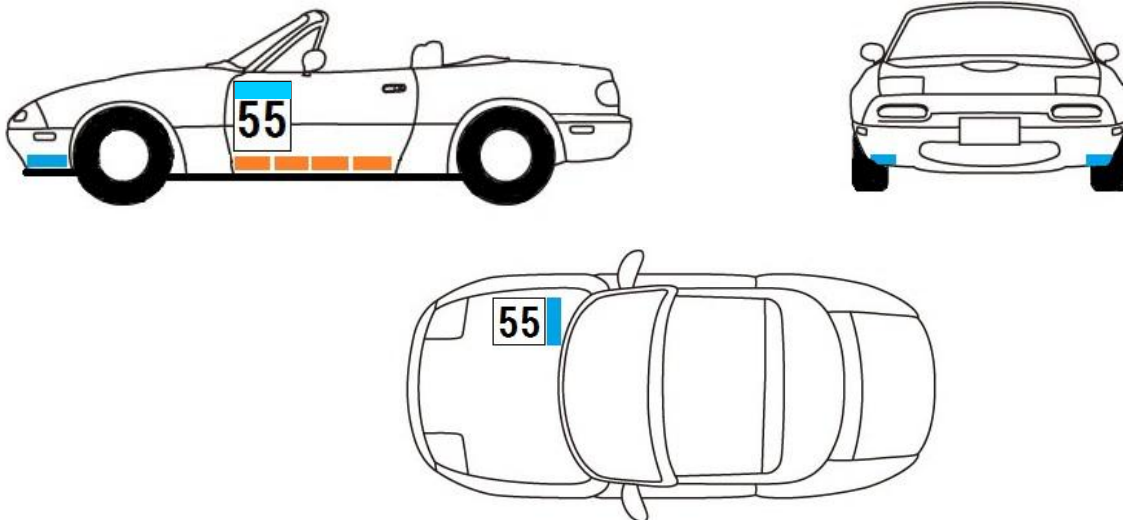
第 5 章 JMRC 東北ロードスターカップの車両規定

2019年JAF国内競技車両規則 第3編 スピード車両規定 第5章 スピードSA 車両規定(一部改造制限追加)に準拠したマツダロードスターワンメイクレース車両規定である。自動車登録番号標を有し、かつ車検有効期間を残していなければならない。

第19条 参加車両

ロードスターNRA・N1 レース/デミオレース シリーズ統一規則 ロードスターカップ NA・NB車両規定およびND・NC車両規則に合致した車両とする。

第20条 車両広告



サイドドア下段部分の場所に(左側面進行方向前方から)下記スポンサーロゴを貼付する。

佐藤裕也眼科医院

ゼッケンベースは配布された指定のもの(Moty's ロゴ入り)を使用し、ボディサイドへは、配布された大会スポンサーロゴを貼付すること。

(ゼッケンベースは基本的にシーズン1回の配布になり、2枚目以降は有料対応となります)

第6章 PCJ-CUP クラスの車両規定

第21条 参加車両

2019年 JAF 国内競技車両規則 第1編 第6章 特殊ツーリングカー(N2)車両規定に準ずるものとする。

ただし、原則としてポルシェ社のワンメイクである事から、ポルシェ社の製作した車両か、それに準じ改良された車両であること。

1. 鉄製のロールケージで、サイドバーの入ったもの
2. 5点式以上のハーネスベルト+ハンス着用
3. 車両の内外部に、キルスイッチ
4. 前後、牽引フック
5. メーカー純正以外の強度に係わるボディパネルの交換は不可
6. 消火器の積載
7. オーガナイザーが指定した該当車両(別途通知する)

クラス、タイヤ、最低重量は下記の通り規定する。

- ・クラス・・・S-0、S-1、S-2
- ・タイヤ・・・住友ゴム工業製タイヤ
- ・最低重量・・・S-0・1, 050Kg / S-1・1, 150Kg / S-2・1, 250Kg

2019年JAF菅生サーキットトライアル選手権特別規則

第1条 競技会の定義

2019年JAF菅生サーキットトライアル選手権は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則(細則)、JAF国内競技規則およびその付則(細則)、2019年日本サーキットトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、およびその付則(細則)サーキットトライアル競技開催要項、本競技規則に従い、準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称および開催日程

競技会名称

2019年JAF菅生サーキットトライアル選手権

開催日程

第1戦 5月19日(日)

第2戦 7月27日(土)

第3戦 8月25日(日)

第4戦 10月13日(日)

第3条 競技種目

サーキットトライアル

第4条 競技会の格式

JAF公認 準国内格式競技

第5条 競技会開催場所

スポーツランドSUGO インターナショナルレーシングコース [公認 No. 2019-1120]

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1 TEL 0224-83-3127 FAX 0224-83-3697

第6条 オーガナイザー

JAF公認クラブ 菅生スポーツクラブ(SSC)

代表者: 大谷 保志

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1

TEL 0224-83-3127 FAX 0224-83-3697

第7条 大会役員

大会会長	遠藤 涉	(株式会社菅生 代表取締役社長)
組織委員長	高橋 吉男	(株式会社菅生 モータースポーツ部 主管)
組織副委員長	大谷 保志	(菅生スポーツクラブ 代表)
組織委員	荒川 弘志	(株式会社菅生 総務部 部長)

第8条 競技会主要役員

審査委員長	藤村 幸雄	
審査委員	鈴木 澄夫	(SSC)

競技長	大谷 保志	(SSC)
副競技長	森下 匠	(SSC)
コース委員長	伊豫田 敬	(SSC)
計時委員長	佐藤 和則	(SSC)
技術委員長	工藤 治	(SSC)
救急委員長	早坂 秀之	(SSC)
医師団長	公式通知で発表	
事務局長	桑谷 伸	(SSC)

第9条 参加申し込み、参加資格、期間、費用

1. 申し込み先

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1 スポーツランド SUGO 内
菅生スポーツクラブ(SSC) サーキットトライアル係
TEL 0224-83-3127 FAX 0224-83-3697

2. 参加資格

1) スピード B/PN/AE 車両部門 (JAF 選手権クラス)

有効な 2019 年 JAF 国内競技運転者許可証 B クラス以上の所持者。または、JAF 以外の ASN 発給の同様の競技ライセンスを所持し、FIA 国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいる者。

2) CLOSED 部門

有効な 4 輪運転免許証所持者で主催クラブの会員および当日のみ有効の準会員(準会員の登録は参加申込と同時に
行われる)とする。

3) 未成年の参加者

ドライバーが 20 歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。

3. 参加受付期間

第1戦 5月19日(日)開催 4月23日(火)～ 5月4日(土)
第2戦 7月27日(土)開催 7月 2日(火)～ 7月13日(土)
第3戦 8月25日(日)開催 7月30日(火)～ 8月10日(土)
第4戦 10月13日(日)開催 9月17日(火)～ 9月28日(土) **※期間内必着**

4. 参加申し込み方法

1) 参加申込書

参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて、下記書類を提出すること。

- a. 参加申込書 ※誓約文署名と親権者承諾書(20歳未満)を含む
- b. 車両申告書

郵送する場合は、現金書留(参加料を振り替えにて収めた者を除く)とし、申込み締切日 2 日前以降に発送する場合は、
発送の事実を大会事務局に電話通知しなければならない。参加申込みの郵送は、締切日の消印があるものまで有効と
される。

2) WEB エントリー

スポーツランド SUGO 公式サイト(https://www.ms-event.net/sugoweb/user/?a=race_race_entry_list)よりエント
リーすること。

5. 参加料 ※消費税率が改訂された場合、第4戦は消費税 10%となりますのでご注意ください。

1) JAF 選手権クラス

第1戦～第3戦：20,520 円(税込 8%) 第4戦：20,900 円(税込 10%)。

2) CLOSED クラス

第1戦～第3戦：19,440 円(税込 8%) 第4戦：19,800 円(税込 10%)。

【郵便振替指定口座】口座番号：02280-3-455 加入者名：SUGO スポーツクラブ

第10条 サービスカー・サービス員

競技参加者はサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて登録を必要とする。

1. サービス員登録料(パス付き)

1名につき 第1戦～第3戦：2,160 円(税込 8%) 第4戦：2,200 円(税込 10%)。

2. サービスカー登録料(1BOX まで)

1台につき 第1戦～第3戦：1,080 円(税込 8%) 第4戦：1,100 円(税込 10%)。

登録したサービスカーは指定された駐車スペース、積載車は専用駐車場(無料)に駐車すること。

第11条 競技方法

1. 競技は原則として 15 分×2 ヒートを行う。ただし、天候等の事情により第1ヒート終了の時点で競技を打ち切る場合がある。
2. スタートは、第1ヒートはゼッケン順、第2ヒートは第1ヒートの結果順にて出走する。
3. コースインはピットエンドから競技役員の誘導によって1台ずつ出走しラップタイムを計測する。
4. 競技中パドックに入った車両は、競技終了の意思を示したものとし、コースへ復帰することはできない。
5. 当該ヒート終了合図(チェッカーフラッグ)後は、フィニッシュライン付近の止むを得ない場合を除き、追い越しを禁止する。
チェッカーフラッグを受けた場合には速やかにパドックへ戻らなければならない。
6. 万一、チェッカーフラッグが不注意その他の理由により規定時間を完了する前に表示された場合でも、競技はその時点で終了

したものとみなされる。

第12条 その他の事項

1. 公式通知の掲示場所
コントロールタワー協掲示板
2. ドライバーズブリーフィング
「2019 スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース 4輪一般競技規則」 第1章 第9条 および 第4章 第22条5. に準ずる。
3. ドライバーの服装
JAF 国内競技規則 付則(細則) スピード競技開催規定 第6章 第17条 に従うこと。
4. 本規則に明記されない規則は「2019年日本サーキットトライアル選手権規定」に従う。

第13条 参加車両・選手権部門およびクラス区分(筑波/岡山シリーズ共通)

1. 2019年 JAF 国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 に従った車両で、下記の10クラス区分(JAF 選手権クラスは9クラス) に従った車両とする。過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとみなす。
2. スピードB車両部門(JAF 選手権クラス)
スピードB車両規定に従い、車検対応であれば如何なる改造も認められたナンバー付き車両。

区分	排気量と駆動方式	出場車両例
B1	気筒容積1600cc以下のB車両のうち、 <u>限定販売されていないカタログモデルの車両</u>	シビックタイプ R(EK9)、スイフトスポーツ(ZC31S)、ロードスター(NA/NB)、カプチーノ、セブン160
B2	気筒容積1600ccのうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の <u>限定販売されていないカタログモデルの車両</u>	スイフトスポーツ(ZC32S)、ロードスター(ND5RC)、デミオ15MB(DJLFS)、ノート NISOMOS、マーチ NISMOS、フィットRS(GK5)、S660、N-ONE、アルトワークス(HA36S)
B3	気筒容積1600ccを超え2400cc以下の2輪駆動(FI)のB車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の <u>限定販売されていないカタログモデルの車両</u>	スイフトスポーツ(ZC33S)、カローラスポーツ(NRE210H)、アクセラスポーツ(BM)
B4	気筒容積1600ccを超え2000cc以下の2輪駆動(FR)のB車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の <u>限定販売されていないカタログモデルの車両</u>	86(ZN6)、BRZ(ZC6)、ロードスターRF(NDERC)
B5	<u>上記以外の気筒容積3500cc以下の2輪駆動のB車両</u>	シビックタイプR(EP3/FD2/FN2/FK2/FK8)、インテグラタイプR、S2000、NSX、RX-7、RX-8、マツダスピードアクセラ、フェアレディZ、スカイライン、シルビア、ポルシェ911(NA)/ケイマン、プジョー208GTi、ロータス・エヴォーラ/エキシージ、ミニ・ジョンクーパーワークス
B6	上記以外のB車両	WRXSTI、ランサーエボリューション、GT-R、レクサスLFA、マクラーレン P1/720S、フェラーリ 812 スーパーファスト/ラ・フェラーリ、ポルシェ911(ターボ)、ゴルフR

3. スピードPN車両部門(JAF 選手権クラス)
スピードPN車両規定に従った改造が認められるナンバー付き車両(FIA/JAF公認または登録年が2006年1月1日以降の車両)。

区分	排気量と駆動方式	出場車両例
PN1	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の <u>限定販売されていないカタログモデルの車両</u>	ロードスター(ND5RC)、デミオ15MB(DJLFS)、ノート NISOMOS、マーチ NISMOS、フィットRS(GK5)、S660、N-ONE、アルトワークス(HA36S)

PN2	気筒容積 1500cc を超え 2000cc 以下の 2 輪 駆動の PN 車両のうち、FIA/JAF 公認発行年 または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降の 限定販売されていないカタログモデルの車 両	86 (ZN6)、BRZ (ZC6)、ロードスター RF (NDERC)、スイフトス ポーツ (ZC32S)
-----	--	---

4. スピード AE 車両部門 (JAF 選手権クラス)

スピード AE 車両規定に従った改造が認められるナンバー付き車両。

区分	排気量と駆動方式	出場車両例
AE	総電力量 40kWh 以下の電気モーターのみを 動力とする AE 車両	リーフ、i-MiEV、BMW i3、e-ゴルフ

5. CLOSED 部門 (賞典外クラス)

ライセンスを所持していない方を対象とした B 車両 (駆動方式、気筒容積区分なし)。競技会への体験参加を目的とし、シリーズおよび各競技会の賞典の対象外とする。

6. タイヤ

CLOSED 部門を除き、純正装着以外で使用できるタイヤは、同銘柄 (パターン) に以下の条件を満たした、一般に市販されているタイヤでなければならない。ただし、縦溝のみのタイヤや通称 S タイヤは使用禁止とする。

- 1) 単一コンパウンドかつ国内販売が 20 サイズ以上のラインナップを有すること。
- 2) 上記 1) を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを一周する連続した複数の縦溝を有していること。
- 3) 縦溝はトレッドウェアインジケータ (スリップサイン) が出るまで維持されていること。

※使用を禁止する主なタイヤ

メーカー	S タイヤ名称 (使用不可)
ブリヂストン	RE-520S/RE-540S/RE-55S/RE-11S/RE-11A2.0~4.0/RE-05D~12D
横浜ゴム	A08B/A048~052
ダンロップ	93J/98J/01J/02G/03G/Z II ☆β/β02~04
東洋ゴム	FM9R/08R/R888/R888R
グッドイヤー	RSSportV-SPEC/RSSportV2-SPEC
ミシュラン	SportCup
ピレリ	TROFEO/CORSA/C
クムホ	V710/V700
ハンコック	Z214/TDZ221
ナンカン	AR-1
フェデラル	FZ-201
フージャー	スポーツカー DOT ラジアル

第 14 条 車両変更

2019 年 JAF 国内競技規則 付則 (細則) スピード競技開催規定 第 5 章 第 9 条 に従う。

第 15 条 信号合図

2019 年 JAF 国内競技規則 付則 (細則) スピード競技開催規定 付則 (細則) : サーキットトライアル競技開催要項 9. に従う。

第 16 条 参加受理

1. 参加申し込み者に対しては、締め切り日以降に競技会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
2. 参加を拒否された申し込み者には、参加料および保険料が全額返還される。
3. 参加が受理された後、参加を取り消す申し込み者には保険料が返還されるが、参加料は返還されない。

第 17 条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為を行った場合。
3. 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理した場合。

第18条 シリーズおよび競技の成立

1. シリーズの成立

当該各部門各クラスが4戦中3戦開催されなければシリーズは成立しない。

2. 競技の成立

各競技において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

第19条 賞典

選手権クラス：JAF賞1位～3位(JAFメダル)

主催者賞1位～6位盾・副賞

主催者賞の制限：賞典は、各クラス最大6位までとし、参加台数の50%を超えない範囲とする。

第20条 選手権保持者の認定、得点基準

2019年日本サーキットトライアル選手権規定 第18条および第19条に従う。

第21条 シリーズの認定

本シリーズでの最高得点者を当該シリーズのチャンピオンとし、オーガナイザー認定委員会によって認定される。2019年日本サーキットトライアル選手権規定第20条 賞の授与により、年末のJAF東北表彰式において表彰される。

第22条 遵守事項

2019年JAF国内競技規則 付則(細則) スピード競技開催規定 第17条に従う。

1. すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
2. 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
3. オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第23条 抗議

「2019 スポーツランド SUGO インターナショナルレーシングコース 4輪一般競技規則」 第10章 に準ずる。

第24条 損害の補償

1. 競技参加者、競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
2. 競技参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAFおよびオーガナイザー、大会役員、競技役員、大会雇用人が一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。
大会役員、競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、競技参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

以上